

# 役場からの便り

令和5年4月より延長窓口等のサービス内容が変更になります 問総務課 ☎53・2111

コンビニ収納や証明書等コンビニ交付及びキャッシュレス収納サービス等の利用拡大に伴い、令和5年4月より延長窓口等のサービス内容を変更させていただきます。なお、平日の延長窓口を火・木曜日の19:00までとし、仕事帰りでも窓口の利用が可能となります。詳しくは下記の内容をご覧ください。

※各種サービスでの手続きが困難な場合は事前にご相談ください。

## ◆令和4年度までのサービス内容

### ①住民生活課・税務課窓口延長サービス

土日祝日 8:30~16:00

平日 17:15~18:00

- ・住民生活課サービス：各種証明書の発行（戸籍、住民票、印鑑証明等）
- ・税務課サービス：収納・各種証明書の発行（収納、納税・課税証明、資産証明、評価証明、所得証明、非課税証明、公課証明、土地家屋名寄帳、軽自動車納税証明等）



### ②コンビニ収納サービス（24時間対応）

コンビニで各種税金及び使用料の納付ができます。

- ・固定資産税、村民税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢保険料
- ・水道、農集排等の使用料

### ③証明書等コンビニ交付サービス（6:30~23:00）

全国のコンビニ（セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ）で各種証明書等の交付ができます。

- ・住民票、印鑑登録証明書、課税証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し等



## ◆令和5年度からのサービス内容

### ①住民生活課・税務課窓口延長サービス（令和5年4月1日より変更）

日曜日 8:30~12:00

火・木のみ 17:15~19:00

- ・住民生活課サービス：各種証明書の発行（戸籍、住民票、印鑑証明等）
- ・税務課サービス：収納・各種証明書の発行（収納、納税・課税証明、資産証明、評価証明、所得証明、非課税証明、公課証明、土地家屋名寄帳、軽自動車納税証明等）

### ②コンビニ収納サービス（24時間対応・継続）

コンビニで各種税金及び使用料の納付ができます。

- ・固定資産税、村民税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢保険料
- ・水道、農集排等の使用料

### ③証明書等コンビニ交付サービス（6:30~23:00・継続）

全国のコンビニ（セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ）で各種証明書等の交付ができます。

- ・住民票、印鑑登録証明書、課税証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し等

### ④キャッシュレス収納サービス（令和5年5月1日からの新サービス）

QRコード付きの納付書（導入時に詳しくお知らせします。）でクレジットカードやスマホのアプリ等での公共料金の支払いが可能になります。



※①~④のサービスでの手続きが難しい場合は事前にご相談ください。

※広報いずみざき1月号に掲載しておりますが、お知らせのため再度、載せております。

## マイナンバーカードをお持ちの方は 自宅から各種申請が可能です

問総務課 ☎53・2409



令和5年4月1日より、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルにて以下の申請がスマートフォンやPCからご自宅でもできるようになります。

なお、対象となる手続きにつきましては、順次追加予定です。

### ◆児童手当に関する手続き（10項目）

- |                        |                               |
|------------------------|-------------------------------|
| ①受給資格及び児童手当の額についての認定請求 | ⑦未支払の児童手当等の請求                 |
| ②額の改定の請求及び届出           | ⑧児童手当等の現況届                    |
| ③氏名変更・住所変更等の届出         | ⑨受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出     |
| ④受給事由消滅の届出             | ⑩受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 |
| ⑤児童手当に係る寄附の申出          |                               |
| ⑥児童手当に係る寄附変更等の申出       |                               |

### ◆保育に関する手続き（3項目）

- ①支給認定の申請
- ②保育施設等の利用申込
- ③保育施設等の現況届

### ◆その他の手続き（2項目）

- ①妊娠の届出
- ②児童扶養手当の現況届の事前送信

### ◆介護に関する手続き（11項目）

- |                            |                         |
|----------------------------|-------------------------|
| ①要介護・要支援認定の申請              | ⑥被保険者証の再交付申請            |
| ②要介護・要支援認定の更新申請            | ⑦高額介護（予防）サービス費の支給申請     |
| ③要介護・要支援認定の状態区分変更認定の申請     | ⑧介護保険負担限度額認定申請          |
| ④居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出 | ⑨居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請 |
| ⑤介護保険負担割合証の再交付申請           | ⑩居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請   |
|                            | ⑪住所移転後の要介護・要支援認定申請      |

### ◆申請に必要なもの

- ①スマートフォン、PC等のマイナポータルにアクセスできる端末  
(PCから申請を行う場合には、スマートフォンやICカードリーダー等、マイナンバーカードを読み取ることができる機器が別途必要となります。)
- ②マイナンバーカード  
※申請の内容によっては、添付書類のPDFファイルや画像データ等の提出が必要な場合があります。

### ◆申請手続き

各種申請はwebサイトまたはスマートフォンアプリ「マイナポータル（ぴったりサービス）」から行うことができます。

詳しくはマイナポータルwebサイト等をご覧ください。

ぴったりサービス

スマートフォンからはこちら



“環境にやさしいものづくり”



ISO9001:2015、ISO14001:2015 認証取得

創造と挑戦  
の企業集団

「お客様第一」に徹し  
更に高い技術と  
品質向上を  
目指します。

証券コード No.5162  
株式会社 朝日ラバー

代表取締役社長 渡邊 陽一郎

福島工場 / 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字坊頭建1番地  
☎0248-53-3491・FAX0248-53-3493  
第二福島工場 / 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山崎山1番地3  
☎0248-54-1618・FAX0248-54-1619  
白河工場 / 福島県白河市菅根月ノ入1番地21  
☎0248-21-1401・FAX0248-21-1404  
白河第二工場 / 福島県白河市菅根月ノ入1番地21  
☎0248-28-5061・FAX0248-28-5064  
本社 / 埼玉県さいたま市大宮区土手町2丁目7番2  
☎048-650-6051・FAX048-650-5201  
<https://www.asahi-rubber.co.jp/>

## 《マイナンバーカードの受取がお済みでない方へ》

マイナンバーカードの申請がお済の方で、カードの受取期間が経過されている方は、お早めに窓口で受取の手續きをお願いいたします。窓口混雑緩和のため**カードの受取にはご予約が必要です**。事前にお電話にてご予約ください。

### ◆受付日時

平日 9:00～17:00  
(4月4日・13日・18日・27日は9:00～18:45)

### ◆カード受取時にご持参いただくもの

- ①本人確認書類（運転免許証、学生証、保険証、各種受給者証等 ※顔写真のない書類は2点必要です）
- ②交付通知書（はがき）
- ③通知カード（お持ちの方）



## 《休日開庁日》

平日の来庁が困難な方は、**5月14日（日）**マイナンバーカード申請・交付窓口を開設します。休日窓口の開庁時間は8:30～12:00（最終受付11:30）です。来庁の際は事前にご予約が必要です。

## 《電子証明書の更新がお済みでない方へ》

平成30年（2018年）までにマイナンバーカードの申請、または取得された方で、電子証明書の更新がお済みでない方は住民生活課窓口にて、電子証明書更新のお手續きをお願いします。電子証明書が失効しますと、コンビニでの各種証明書の発行や、医療機関にて健康保険証としての利用ができなくなります。5月末まで延長されましたマイナポイントの申込もできない場合がありますので、お手元のマイナンバーカードの**電子証明書の有効期限**をご確認ください。



カードの有効期限

電子証明書の有効期限  
カードの有効期限の5年前の誕生日（未成年の方は、カードの有効期限と同一）

## 《マイナポイントの申込期限は5月末まで》

マイナポイントはマイナンバーカードをお持ちの方が好きなキャッシュレス決済サービスで利用できるポイントです。最大で**20,000円相当のポイント**が受け取ることができます。マイナポイントの**申請期限は5月末まで**です。

住民生活課では、マイナポイントの申込サポートも実施しております。サポートは予約制です。サポートのご予約・お問い合わせは住民生活課までお電話ください。

### ◆対象者

令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請がお済みの方（カードを既に取得された方も含む）

### ◆ご持参いただくもの

- ①マイナンバーカード
- ②暗証番号（数字4桁）
- ③各種キャッシュレス決済サービス（例：nanaco、CoGCa、PayPay、d払い、auPAY、楽天ペイ、クレジットカード等）
- ④ご本人様名義のキャッシュカード又は通帳（公金受取口座未登録の方）

## 《マイナンバーカード交付率について》

国では、令和4年度末までにすべての国民が保有することを目標として、普及に努めています。

泉崎村は全国の交付率と比べて普及が進んでいない状況です。

### マイナンバーカード交付率

全国	63.5%
福島県	61.5%
泉崎村	61.5%

## 工事なんでも御相談ください(見積り無料)

駐車場工事・アスファルト舗装工事  
コンクリート工事・土留工事・建物解体工事  
フェンス工事・田・畑・盛土工事・下水工事  
建築工事などその他

☆気軽に御相談ください。

# 株式会社 福南建設

☎969-0101 泉崎村大字泉崎字大山41-7

☎ (0248) 53-2506

FAX (0248) 53-3438

## 固定資産税縦覧・閲覧のお知らせ

☎ 税務課 ☎ 53・2113

### 《縦覧制度》

土地及び家屋について、納税者が自己の所有する資産の価格と村内にある他の土地や家屋の価格を比較し、ご本人の資産に対する評価が適正かどうかを確認できる制度です。

### 《閲覧制度》

ご自身の資産について価格等を固定資産課税台帳で確認できる制度です。また、借地人・借家人も関係する固定資産について固定資産課税台帳登録事項を確認できます。

- ◆縦覧・閲覧期間 4月3日(月)～5月31日(水)  
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)
- ◆縦覧・閲覧場所 役場税務課窓口
- ◆手数料 無料
- ◆必要となるもの
  - ①納税義務者本人が来られる場合
    - ・運転免許証など本人の確認ができるもの
  - ②納税義務者の代理人が来られる場合
    - ・納税義務者からの委任状(承諾書)
    - ・運転免許証など代理人(受任者)の確認ができるもの
  - ③法人が納税義務者の場合、法人からの委任状(承諾書)
    - ・運転免許証など受任者の確認ができるもの
  - ④借地人・借家人
    - ・契約書など関係書類(権利を有する者であることが確認できるもの)
    - ・運転免許証など本人の確認ができるもの

## 下水使用料の減免申請について




☎ 建設水道課 ☎ 53・2114

農業集落排水・污水処理施設条例第10条(使用料の減免)により、以下のように使用料の減免制度があります。該当される方は、建設水道課にて申請の手続きをしてください。

減免対象	・遠隔地在学中のため自宅に住んでいない学生の方がいる場合 ・老人保健施設入所のため自宅に住んでいない方がいる場合 ・療養病棟に入院している方がいる場合 等
減免金額	条件に当てはまる方1人あたり300円+消費税額
提出書類	・減免申請書 ・添付書類(在学証明書、入所証明書及び領収書等)
申請期限	令和5年5月31日(水)
その他	・前回減免申請をした方の中で、引き続き減免の対象となる場合は新たに手続きをしてください。

## 令和5年度泉崎村新規採用職員

村発展のためにこれから活躍する新規採用職員です。温かい声援をお願いします。

 <p><b>尾花 春貴</b> (おばな はるき) 所属：建設水道課 趣味：剣道、お笑い鑑賞 抱負：誠心誠意、村民の皆様のために尽力してまいります。よろしくお願いいたします。 最終学歴：成蹊大学</p>	 <p><b>岡部 泉生</b> (おかべ みずき) 所属：産業経済課 趣味：バドミントン、歴史 抱負：村民の皆様のお役に立てるよう、一生懸命取り組んでまいります。どうぞ、よろしくお願いいたします。 最終学歴：福島大学</p>
 <p><b>泉川 穂乃</b> (いずみかわ まりの) 所属：総務課 趣味：野球観戦、映画鑑賞 抱負：今まで培ってきたものを泉崎村役場での仕事で全て出し切り、村民の皆様のお役に立てるよう、日々精進してまいります。 最終学歴：東海大学</p>	<p>教 諭 西間木 彩乃 幼 稚 園 木野内 大樹 主任 主事 荒井 孝彦 産業 経済 課 嶋村 一志 主任 主事 荒井 孝彦 建設 水道 課 嶋村 一志 課長 補佐 嶋村 一志 建設 水道 課 嶋村 一志 主 幹 金澤 由美子 保健 福祉 課 小玉 猶敏 課 長 小玉 猶敏 建設 水道 課 三村 弘 参事 兼 課長 兼 会計 管理者 税 務 課 (令和5年3月31日付) 退職者</p>

「広報いずみざき3月号」では、「法定後見制度」の概要についてお知らせいたしました。今回は、法定後見制度の利用手続き等についてお知らせいたします。



## ◆「法定後見制度」の利用手続の流れ

### 1 申立て準備

<p>(1) 申立人を決める ※申立人とは家庭裁判所へ手続きをする人です。</p>	<p>申立てをすることができる人 <b>本人・配偶者・四親等内の親族等</b> ※判断ができない場合や身寄りがない等、申立てができる親族がない場合は、村長が申立てをすることもできます。</p>	
<p>(2) 成年後見人等の候補者を検討する ※候補者がいない場合は、家庭裁判所に一任することもできます。</p>	<p>親族、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、法人（NPO法人等） <b>【注意！】</b> 申立人が挙げた候補者が必ず選任されるとは限りません。家庭裁判所が本人の心身の状態、生活及び財産の状況、候補者と本人との利害関係の有無、本人の意向等の事情を総合して選任します。</p>	
<p>(3) 必要な書類を用意する ※①～③に係る書類（様式）は、家庭裁判所にあります。 ※③～⑥は申立日から3か月以内に作成・発行されたもの。</p>	<p>①申立書 ②本人情報シート ③診断書（成年後見用） ④戸籍謄本（本人、申立人） ⑤住民票（または戸籍附票）（本人、成年後見人等候補者） ⑥登記されていないことの証明書（本人） ⑦その他、財産目録や収支予定表等の添付書類</p>	<p>申立書は、申立人が作成します。 本人の生活状況を知る福祉関係者が作成します。 ②の本人情報シートを添付して、医師に依頼します。 本籍地の市区町村役場へ 住所登録地の市区町村役場へ（戸籍附票は本籍地へ） 住所地を管轄する法務局又は東京法務局</p>
<p>(4) 申立てに関連する費用</p>	<p>・上記③～⑦の取得費用 ・申立手数料（収入印紙） 800円 ※保佐・補助の場合は追加あり ・登記手数料（収入印紙） 2,600円 ・郵便切手 3,000円～4,000円 ・鑑定料（鑑定が必要になった場合10万円以下） ※申立書類作成を弁護士や司法書士に依頼する場合は、別途、手数料が必要です。</p>	

### 2 申立て

原則として、制度を利用する本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てをします。

### 3 調査等

必要に応じて、家庭裁判所から本人や親族等に直接事情をお聞きすることがあります。

※本人の判断能力について、医師による鑑定を行うことがあります。（別途費用がかかります。）



### 4 審判

家庭裁判所は、後見等の開始の審判をすると同時に、本人にとって最も適任だと思われる方を成年後見人等に選任します。

＜成年後見監督人等の選任＞

予定されている後見事務が複雑困難である場合には、家庭裁判所は、成年後見人等の事務を監督・サポートするため、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）や法人を成年後見監督人等に選任することがあります。

### 5 成年後見人等としての活動開始

成年後見人等は、選任後速やかに、面談等を通じて本人の生活の状況や今後の生活上の希望等を確認します。また、銀行等へ必要な届出を行い、後見事務の方針を立てた後、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。その後は、基本的に毎年1回、裁判所の指定した日までに成年後見人等としての活動状況を報告します。



◆成年後見制度は、複雑でわかりにくい部分もありますので、制度利用を検討する際には、まず、下記の相談窓口にご連絡ください。

「成年後見制度」に関するご相談は、『泉崎村成年後見支援センター』までお寄せください。  
◆電話番号：0248-54-1600（〈兼〉泉崎村地域包括支援センター）  
◆時 間：月曜日～金曜日 8：30～17：15（土日祝日、年末年始を除く）